

瀬戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 3 4 号

瀬戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市下水道条例施行規則（昭和 4 5 年瀬戸市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設） 第 1 条の 2　＜省略＞ 2　前項第 2 号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和 4 2 年建設省令第 3 7 号）第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成 2 0 年国土交通省告示第 3 3 4 号）により検定した場合における検出値によるものとする。 （排水設備等の軽微な工事） 第 5 条の 2　<u>条例第 6 条第 1 項</u>の規定により定める軽微な工事とは、排水設備等の施設の機能及び構造を変更しない補修（排水管破損部分の取替、宅内枳蓋破損の取替等）程度の工事とする。 。	（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設） 第 1 条の 2　＜省略＞ 2　前項第 2 号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成 2 0 年国土交通省告示第 3 3 4 号）により検定した場合における検出値によるものとする。 （排水設備等の軽微な工事） 第 5 条の 2　<u>条例第 6 条</u>の規定により定める軽微な工事とは、排水設備等の施設の機能及び構造を変更しない補修（排水管破損部分の取替、宅内枳蓋破損の取替等）程度の工事とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。